

令和 4 年

第 11 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第11回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年11月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	檜木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

5 議事

- ・報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第39号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第41号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 11 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。 それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。久しぶりの農業委員・最適化推進委員の参加要請を行いました。。新型コロナウイルスの感染は落ち着きを見せておりますが、まだまだご注意ください。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 12 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 3 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 4 件、利用権の設定 8 件、使用貸借権の設定 1 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名 4 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、3 番委員、4 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 11 号の 3 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 3 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 11 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 11 号を終わります。続きまして、議案第 39 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 4 件、4 条 3 件、5 条 3 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 39 号農地法第 3 条による許可申請の 4 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。

つづきまして、第4条3件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第39号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から3番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、本議案第39号農地法第5条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から3番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました14番委員より、転用案件について説明をお願いします。

14番委員 今回は、現地調査班4名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR宮地駅から北東へ約300mのところになります。 申請面積780㎡の敷地に道路と水路を計画するものです。 農地区分は、JR宮地駅から半径300m以内にある市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南へ約900mのところになります。 申請面積542㎡の敷地にアパートの駐車場(所要面積542㎡)を計画するものです。 なお、申請人の父は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく平成9年頃に駐車場を整備しており、始末書が添付されております。 農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから北西へ約1.3kmのところになります。 申請面積87㎡の敷地に太陽光発電設備を計画するものです。 なお、申請者は平成23年頃に自宅宅地内に太陽光発電設備を整備しておりましたが、今般別件の転用手続きを進める中で既存太陽光発電設備の一部が農地に入り込んでいたことが判明したため、始末書が添付されております。 農地区分は、第2種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、ＪＲ宮地駅から北東へ約３００ｍのところになります。申請面積３４６㎡の敷地に個人住宅（建築面積：９６㎡）を計画するものです。農地区分は、第３種農地となります。

○ ５条順位２番を説明します。

申請地は、ＪＲ内牧駅から西へ、約１．８ｋｍのところになります。申請面積は１５㎡の敷地を、宅地として拡張を計画するものです。なお、当該土地は隣接の水路が設置されたときに農地が分断され１５㎡の畑が残りこれまで申請人が管理しており、今回譲受け、宅地の一部として利用する計画となっております。農地区分は、第２種農地となります。

○ ５条順位３番を説明します。

申請地は、北側復旧ルート阿蘇西インターチェンジから北西へ約１．３ｋｍのところになります。申請面積５００㎡の敷地に個人住宅（建築面積：９４㎡）を計画するものです。なお、申請人の父は農地法の規定を知らず転用手続きを行うことなく昭和４０年頃より畑の一部を居宅への通路として使用しており、始末書が添付されております。農地区分は、第２種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。（発言なし）

議 長 それでは、４条、５条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

６番農地利用最適化委員 案件内の始末書についてですが、古い案件については仕方ないと思えるのですが、真新しい始末書案件については、いかがなものかと思えます。簡単に始末書で済ませていいものかと考えます。

議 長 始末書については、今までも議論されてきました。始末書を提出すれば安易に許可がでるという流れは農業委員会としても作りたくありません。始末書の議論は、県の審議会でもよく議題にあがります。今後も始末書については、上部審議会でも議論してみたいと思います。

１２番農業委員 私の地元の太陽光設置案件ことについて説明します。この件は、本人の宅地内に太陽光を設置する際に、自分の敷地内に太陽光を設置したのですが、悪意があって設置したものではないので、悪意がない場合はやむを得ないと考えます。悪意がある場合については、許可はしないという判断で良いと考えます。農業委員会も転用に関して告知を行っていると思いますが、まだまだ知らない方も多数いるので今後も周知徹底してください。

３番農業委員 農地に家を建てる場合、農業委員会に問い合わせがあるのではないですか。建築許可を取るのであれば、このようなことはないのではないですか

事務局 農地に新規に家を建てる場合は、農業委員会へ問い合わせがあり農地転用許可が必要だと伝えますが、自分の土地に建てる場合が許可申請を行わな

いことがあると考えられます。また、建築許可を取る区域は、都市計画区域内のため、黒川及び内牧地区のみとなっており、それ以外は建築許可が必要ないのでこのようなことがおきております。

6 番農地利用最適化推進委員 わかりました、今後も周知等よろしくお願いいたします。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条及び5 条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、4 条3 件、5 条3 件は決定します。

これで議案第3 9 号3 条、4 条、5 条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第4 0 号農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第4 0 号所有権移転の4 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1 番から4 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第4 0 号の所有権移転について何か質問はありませんか。

1 6 番農業委員 売渡の単価についてお尋ねします。一反当たりの単価が5 0 万位から6 0 万位だと思うのですが、相場が下がってきているのでしょうか。

事務局 単価5 0 万については、農地の形状が不整形であるのでこのような値段となっています。今現在売り手市場となっておりますので、ある程度買い手の言い値で取引がっております。農業委員会の圃場整備の基準目安として、良田は反当たり7 0 万円としてしています。

1 6 番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転4 件は決定します。

議 長 次に議案4 0 号2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第4 0 号2 番の利用権設定の8 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1 番から順位8 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第4 0 号2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 8 件は決定します。

議 長 次に、議案 40 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 40 号 3 番の使用貸借権設定の 1 件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番の、貸借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 40 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 これで議案第 40 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 41 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 4 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と農業委員 16 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 2 番委員と農業委員 7 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 41 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 41 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。